

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第26号

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 6歳以上18歳未満の者 <u>(婚姻により成年に達したとみなされる者を除く。)</u> をいう。 (2)～(7) [略]	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 青少年 6歳以上18歳未満の者をいう。 (2)～(7) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。